衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年２月 25 日（火）、第４回の委員会が開かれました。

1　①公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 11 名提出、衆法第９号）
②公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 10 名提出、衆法第 10 号）
・提出者逢沢一郎君（自民）、鈴木英敬君（自民）、落合貴之君（立憲）、池下卓君（維新）、臼木秀剛君（国民）、中川康洋君（公明）、北野裕子君（参政）及び島田洋一君（保守）並びに政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
・委員外議員（鈴木敦君（参政）及び河村たかし君（保守））の発言について協議決定しました。
・両案に対し、福島伸享君（有志）が討論を行いました。
・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、共産　反対－れ新、有志）
・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、れ新、共産、有志）
・①に対し長谷川淳二君外４名（自民、立憲、維新、国民、公明）から提出された附帯決議案について、櫻井周君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、共産　反対－れ新、有志）
（質疑者）福田かおる君（自民）、矢崎堅太郎君（立憲）、斎藤アレックス君（維新）、福田玄君（国民）、森ようすけ君（国民）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）、鈴木敦君（参政）、河村たかし君（保守）

（質疑者及び主な質疑事項）

福田かおる君（自民）

衆法第９号
ア　ポスター掲示場に掲示するポスターに係る記載に関する品位保持規定の運用について
a　記載禁止事項に該当する表現か否かの判断に当たっては行政機関の裁量の範囲を厳格に限定する必要があるという指摘についての法律案提出者の見解
b　「名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害」する表現に当たるか否かの判断主体及び判断基準
c　ポスターの記載が品位保持義務違反に当たるのではないかといった問合せに対し、選挙管理委員会はどのように回答すべきか総務省の見解
d　当選者のポスターが品位保持義務に違反するものであったと司法に認定された場合の選挙そのものの有効性の判断についての法律案提出者の見解
イ　本法律案の附則における検討条項の趣旨及び今後の検討内容についての法律案提出者の見解

矢崎堅太郎君（立憲）

衆法第９号
ア　ポスター掲示場に掲示するポスターの品位保持
a　ポスターとしての品位を損なう内容に該当するか否かの判断主体
b　ａの判断を行う時期の確認
c　品位を損なう内容の例示は、幅が広く解釈がいかようにも取れるとの指摘に対する法律案提出者の見解
d　候補者からの問合せに選挙管理委員会が統一した判断をするためのガイドラインの必要性について法律案提出者及び総務省の見解

イ　附則に規定する検討条項

a　衆議院東京都第 15 区選出議員補欠選挙（令和６年４月 28 日執行）における他の候補者への妨害行為について立件に至るまでの経緯

b　選挙期間中でも非常に悪質な選挙違反については迅速な取り締まりを行うべきとの意見に対する政府の見解

c　いわゆる「二馬力選挙」についての総務省の認識

d　二馬力選挙についてのガイドラインの作成の必要性について総務省の見解

e　最近における選挙をめぐる状況を踏まえた今後の検討の在り方についての法律案提出者の見解

斎藤アレックス君（維新）

衆法第９号附則に規定する検討条項

ア　検討条項には、公営掲示場における公営掲示板へのデジタルサイネージの活用などの検討も含まれているか否かの確認

イ　デジタルサイネージの活用に向けて、まずは総務省が専門家との意見交換を行うなどの検討をする必要性に対する総務省の見解

ウ　検討条項の内容は、ＳＮＳの現状を調べることから始まるものであって、必ずしも規制ありきの方向に進むわけではないことの確認

エ　インターネット上の誹謗中傷や偽・誤情報等への対策についてＳＮＳサービス提供者等との意見交換を含めた調査研究を行っていくべきとの意見に対する総務省及び法律案提出者の見解

オ　「その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方」には、選挙妨害を防ぐための厳罰化、厳格化や選挙妨害の内容の具体化なども含まれているか否かの確認

福田玄君（国民）

衆法第 10 号

ア　令和５年６月の「選挙運動等のあり方に関する報告書」で、合意が見られた点のうち衆法第 10 号に含まれていない 18 項目について各党においてどのような意見又は議論の進捗があるのか、法律案提出者（自民、立憲、国民及び公明）への確認

イ　車上等運動員の報酬額及び弁当料、茶菓料等の実費弁償の額について、実態に合わせて法令改正をすべきとの意見に対する法律案提出者の見解

森ようすけ君（国民）

衆法第９号

ア　選挙運動用ポスターに公職の候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載する義務規定に関し具体的な文字の大きさ等の基準の有無

イ　ポスターの記載に関する義務規定に違反する事例が発生した場合の対応方法

ウ　選挙におけるＳＮＳの在り方について、今後の検討の方向性についての法律案提出者の見解

高井崇志君（れ新）

（１）　衆法第 10 号について、日本の選挙運動用ポスターに関する規制は時代遅れであり、規制を廃止すれば選挙ビジネスは成り立たなくなるという意見に対する法律案提出者の受け止め及び他の政党の名誉を傷つける内容の範囲

（３）　公営掲示板の効率化、選挙運動用ビラの証紙貼りの効率化及び選挙人名簿閲覧の規制の簡略化に対

する法律案提出会派の賛否

塩川鉄也君（共産）

（１）　選挙運動用ポスター
　ア　規制を強化するよりも選挙運動の自由を拡大すべきとの意見についての法律案提出者の見解
　イ　選挙管理委員会による常時啓発、周知徹底の重要性及びその課題
（２）　選挙啓発に係る予算額の推移
　ア　1996 年度と 2021 年度の比較
　イ　23 億円から１億円余りに大きく減額した具体的な内容
　ウ　大きく減額したことについての総務省及び法律案提出者の見解
　エ　減額についての法律案提出者の評価
（３）　執行経費基準法における 2007 年度以降の国政選挙のポスター掲示場の経費の基準額
（４）　選挙事務に従事する人員を十分に確保すべきとの考えに対する法律案提出者の見解
（５）　2024 年兵庫県知事選挙において発生した事態の検証の必要性についての法律案提出者の見解
（６）　選挙運動の規制全般にわたる検討の必要性についての法律案提出者の見解

福島伸享君（有志）

衆法第９号
　ア　衆議院小選挙区選挙において候補者届出政党が選挙運動を行うことを公職選挙法が認めていることを合憲と判示した平成 11 年 11 月 10 日最高裁判決についての政府の評価
　イ　衆議院小選挙区選挙において候補者届出政党に所属しているか否かで候補者が行うことができる選挙運動に差が生じる状況が附則第３項に規定する検討条項に該当するか否かについての法律案提出者の見解
　ウ　公営ポスター掲示場は不要であるという意見に対する法律案提出者中川康洋議員の見解
　エ　ポスター掲示場に掲示するポスターの候補者の氏名の記載義務について、「選挙人に見やすいように」の具体的基準
　オ　ポスター掲示場に掲示するポスターの品位保持規定
　　ａ　「他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つける」行為の具体的内容
　　ｂ　本規定により選挙管理委員会又は警察が実際の選挙において行う対応についての総務省への確認
　　ｃ　既に実際の選挙であったように、法の穴を突いてくる者に対しては、本規定の施行後においても実効性がないのではないかとの指摘に対する法律案提出者の見解

鈴木敦君（参政）

衆法第９号
　ア　ポスターの品位保持規定の違反については営業に関する宣伝をした場合を除き罰則が設けられていないが、本規定に基づき取締りを行うことができるという根拠の有無
　イ　罰則の定めのないポスターの品位保持規定の違反について、警察が法律に違反していると判断するか否か法律案提出者への確認
　ウ　警察による選挙運動に係る法律違反の取締りが全国的に統一した基準で行われることの担保についての法律案提出者への確認

河村たかし君（保守）

（１）　ＳＮＳによる選挙運動を主体的に行う選挙運動員への報酬支払を認めることは資金力のある候補者への優遇となるとの指摘についての法律案提出者逢沢一郎議員の見解

（２）　予算委員会における旧安倍派の元会計責任者の参考人招致要求を拒んでいる理由についての法律案提出者逢沢一郎議員の見解

（３）　旧安倍派の元会計責任者の参考人招致について、国会における発言への刑事免責の権利を与えた上で実施するという提案についての法律案提出者（自民）の見解